

徳島県告示第百二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和六年三月十五日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 土地改良区の名称
那賀川土地改良区

二 就任役員

役員名	氏 名	住 所
理 事	岩 佐 義 弘	阿南市羽ノ浦町岩脇西園五四
監 事	宗 本 治 之	吉野川市山川町前川一二四四